

平成12年5月31日

預金保険機構

理事長 松田 昇

理事長談話

(なみはや銀行の営業譲渡に係る基本合意について)

昨年8月に被管理金融機関となったなみはや銀行の譲渡先については、かねてより同行の金融整理管財人である北野 與志朗（きたの よしろう）公認会計士、山田 庸男（やまだ つねお）弁護士、預金保険機構の3者において、金融再生法の趣旨に則り、公的負担の極小化、金融安定化等への貢献、選定手続きの公平性・透明性等に配慮しつつその選定を行ってきたところである。その結果、金融整理管財人は本日、金融再生委員会の了解を得て、同行の営業譲渡先を大和銀行および近畿大阪銀行とする旨決定し、両行との間で基本合意を締結するに至った。

当機構としては、引き続き、この基本合意に基づき、他の金融整理管財人とも協力して、金融再生法の趣旨、目的等を踏まえつつ、営業譲渡契約の可及的速やかな締結に向けて最大限の努力をするとともに、今後営業譲渡に伴う資金援助等を行う立場からも、その実施に遺漏のないよう、その準備等にも万全を期して参りたい。